

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 9 号

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成 1 2 年茅ヶ崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条から第 1 5 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 1 6 条の前の見出しを削り、同条を第 1 4 条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付し、第 1 7 条を第 1 5 条とし、第 1 8 条を第 1 6 条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業を利用した者に係る利用料については、なお従前の例による。